

## がん検診及び特定健康診査の受診勧奨に関する協定書

全国健康保険協会広島支部（以下「甲」という。）、広島県（以下「乙」という。）及び安芸太田町（以下「丙」という。）は、がん検診及び特定健康診査（以下「がん検診及び特定健診」という。）の受診率向上に向けた取組の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、がん検診及び特定健診の受診率向上に向けた取組を連携して進めることにより、県民のがんを含む病気の早期発見及び早期治療に資することを目的とする。

### （取組）

第2条 甲、乙及び丙はそれぞれ相互に協力し、次の取組を行う。

- （1）甲、乙及び丙はがん検診及び特定健診の受診率向上に向けて率先して取り組むとともに、自らの広報媒体等を活用し広報及び周知を積極的に行う。
- （2）甲は、県民に対し、自らの窓口等において、自主的にがん検診及び特定健診の受診勧奨等の取組を行うとともに、甲の加入者の被扶養者のうち、乙に居住する住民について、受診勧奨に必要な情報を乙に提供する。
- （3）乙は、甲より提供のあった情報から丙に居住する住民にかかる情報を、丙に提供する。
- （4）丙は、前項の規定により乙から提供された情報を基にがん検診及び特定健診の受診勧奨等を実施する。また、丙は乙に、乙は甲に本取組に関する実施計画及び実施状況等について情報提供を行う。
- （5）甲、乙及び丙は本取組に対して、相互に支援・協力を行う。

### （協定の破棄）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、この協定の破棄を申し出たときは、破棄することができる。ただし、申出者は1か月前に相手に対し通知するものとする。

### （協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙または丙のいずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### （個人情報の共同利用）

第5条 第1条の目的を推進するために必要となる甲の保有する個人情報を乙及び丙に提供する場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号に基づき、乙及び丙は当該個人情報を甲と共同して利用するものとし、共同利用する個人情報の範囲は甲に加入している40～74歳の被扶養者の氏名、フリガナ、生年月日及び住所とする。

また、甲、乙及び丙は個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号に定められた必要事項についてホームページ等に掲載し、本人が知り得る状態に置くこと。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく取組の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を遵守することに加え、別紙「がん検診及び特定健診の受診勧奨に関する個人情報の取扱い事項」に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。この協定が終了し、又は破棄された後においても同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名及び押印のうえ、各自その1通を所持する。

なお、この協定をもって、平成28年6月30日締結の「がん検診及び特定健康診査の受診勧奨に関する協定書」は破棄する。

令和2年8月7日

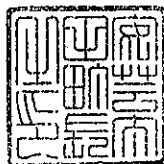
甲 広島市東区光町1丁目10番19号  
全国健康保険協会広島支部  
支部長 神田 和幸



乙 広島市中区基町10番52号  
広島県  
県知事 湯崎 英彦



丙 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1  
安芸太田町  
町長 橋本 博明



がん検診及び特定健診の受診勧奨に関する個人情報の取扱い事項

甲、乙及び丙は取組の遂行上知り得た個人情報については以下のとおり取り扱うこと。  
また、関係法令を遵守すること。

1. 就業規則等の整備

就業規則等において、以下に掲げる事項を当該取組の開始までに定めること。

- (1) 個人情報の取扱いに係る事項等
- (2) 個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する事項等
- (3) 個人情報の取扱いに関する管理者等及び従事者の役割・責任に係る事項等
- (4) 個人情報の取扱いに関する規程に違反した管理者等及び従事者に対する処分の内容

2. 体制の整備等

- (1) 本取組の円滑かつ確実な実施、本取組に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取り扱いを行うための体制及び責任者を定めること。
- (2) 本取組に従事する者以外の者に本取組を行わせないこと。
- (3) 本取組に従事する責任者及び従事する者の使用者として法令上のすべての責任及び監督の責任を負うこと。
- (4) 個人情報の漏えい等の問題が発生した場合における報告連絡体制を整備すること。
- (5) 本取組に従事する責任者等から、個人情報の取扱い規程違反等、不適切な個人情報の取扱いに係る報告があった場合には、速やかにその改善を行うこと。
- (6) 本取組の開始までに、個人情報の漏えい等が発生した場合における原因調査、再発防止及び事後対策等の検討のための対応体制を整備すること。

3. 従事者の監督・教育

- (1) 責任者は、上記1及び2を遵守させるよう、従事者に対し必要かつ適切な監督をすること。  
なお、「従事者」とは、当該取組者の指揮命令を受けて取組に従事する者すべてを含む。
- (2) 責任者は、従事者へ取り扱う個人情報の適切な保護が確保されるよう、従事者に対する教育研修の実施等により、個人情報を実際の取組で取り扱うこととなる従事者の啓発を図り、従事者の個人情報保護意識を徹底させること。

4. 秘密の保持

- (1) 本取組を信義誠実に行い、本取組に関連して知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に利用してはならない。
- (2) 本取組に従事する者と、本取組にかかる個人情報の漏えい及び目的外利用を禁じた誓約書を提出させる等により、秘密の保持等の管理体制を整備すること。なお、誓約書等は、退職後も有効とすること。
- (3) (1)の規定に違反したものについて、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を相互に報告すること。
- (4) (1)から(3)は、この協定が終了し、または破棄されたのちにおいても同様とする。

5. 個人情報の保管場所等に係る保護措置

- (1) 本取組の実施に係る個人情報の保管場所については、施設等のできる場所に安全に保管すること。
- (2) 取組履行場所及び保管場所については、個人情報保護のための措置を講じること。

6. 個人情報の適正な取り扱い

- (1) 本取組の実施に関し入手したすべての情報について、目的外利用等を行わないこと。
- (2) 本取組において個人情報の受渡及び返却については、甲と乙、または乙と丙の間で行い、簡易書留郵便等の安全性に配慮した配送とすること。
- (3) 個人情報や機密情報は本取組における作業場以外に持ち出してはならない。ただし、甲、乙及び丙が協議のうえ必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本取組の実施に関し入手した個人情報の全部または一部の複写複製等を行わないこと。ただし、甲、乙及び丙が協議のうえ必要と認めた場合はこの限りでない。
- (5) 個人情報や機密情報を作業場以外に持ち出す必要がある場合及び複写複製等が必要な場合は、あらかじめ甲、乙及び丙が協議のうえ決定すること。
- (6) 本取組の実施に関して入手した個人情報や機密情報（前号において複写複製等を行ったものも含む。）を善良な管理者の注意をもって管理し、本取組が終了し、又は解除された後、甲、乙及び丙が責任をもって焼却または裁断等復元が困難な消去方法により速やかに廃棄すること。ただし、甲、乙及び丙が協議のうえ、返還することとした場合、速やかに甲は乙へ、乙は甲へ、乙は丙へ、丙は乙へ返還すること。
- (7) (1) から (6) までを遵守するための措置を講じること。

7. 個人情報の取扱い状況に係る点検及び監査

個人情報の取扱い状況に係る点検及び監査を実施すること。

8. 個人情報の返還

本取組の実施に関し入手した個人情報について、指示があった場合は、甲は乙へ、乙は甲へ、乙は丙へ、丙は乙へ速やかに返還すること。

9. 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

- (1) 本取組の処理において、事故が発生した時は、直ちに甲は乙へ、乙は甲へ、乙は丙へ、丙は乙へ報告し、指示を受けるとともに、その後、速やかに事故内容等の詳細を文書にて報告すること。
- (2) 本取組の実施に関して、個人情報の滅失、き損、漏えいまたは個人情報の漏えいが疑われる事象等が発生した時は、直ちに甲は乙へ、乙は甲へ、乙は丙へ、丙は乙へ報告し、指示を受けるとともに、その後、速やかに発生した事象等の詳細を文書にて報告すること。
- (3) (1) 及び (2) に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備すること。

O

O

